

4 監事は前項の報告をするため必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を文書をもって請求することができる。ただし、その請求が第2条第1項に規定する事務所に到達した日から5日以内に、その請求が到達した日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(役員任期)

第30条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までと

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第31条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第32条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠

| | |
|---|---|
| <p>する。</p> <p>3 理事又は監事は、第 26 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <p>(役員解任)</p> <p>第 31 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。</p> <p>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p> | <p>ったとき。</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p> <p>2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。</p> <p>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</p> <p>(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。</p> <p>(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p> <p>3 監事は、会計監査人が、前項第 1 号から第 3 号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。</p> <p>(役員報酬等)</p> <p>第 33 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を、報酬等として支給することができる。</p> <p>2 役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。</p> <p>3 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。</p> <p>第 6 章 理事会</p> <p>(構成)</p> <p>第 34 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>2 理事会の議長は、理事長が行う。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは理事の互選で、議長を行う。</p> |
|---|---|

| | |
|---|---|
| <p>(役員の報酬等)</p> <p>第32条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を、報酬等として支給することができる。</p> <p>2 役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。</p> | <p>(権限)</p> <p>第35条 理事会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) この法人の業務執行の決定</p> <p>(2) 評議員会の目的である事項の決定</p> <p>(3) 理事の職務の執行の監督</p> <p>(4) 理事長の選定及び解職</p> <p>(5) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p> |
| <p>第6章 理事会</p> <p>(構成)</p> <p>第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>2 理事会の議長は、理事長が行う。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは理事の互選で、議長を行う。</p> | <p>(開催)</p> <p>第36条 理事会は、理事長が出席しなければ、開催しないものとする。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、この限りでない。</p> <p>2 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ、開催することができない。</p> |
| <p>(権限)</p> <p>第34条 理事会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) この法人の業務執行の決定</p> <p>(2) 評議員会の目的である事項の決定</p> <p>(3) 理事の職務の執行の監督</p> <p>(4) 理事長の選定及び解職</p> <p>(5) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p> | <p>(招集)</p> <p>第37条 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</p> |
| <p>(開催)</p> <p>第35条 理事会は、理事長が出席しなければ、開催しないものとする。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、この限りでない。</p> <p>2 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ、開催することができない。</p> | <p>(招集の通知)</p> <p>第38条 理事会を招集するときは、開催日の前日までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的手法をもって通知を発しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>(決議)</p> <p>第39条 理事会の決議は、この定款で別に</p> |

| | |
|---|---|
| <p>(招集)</p> <p>第 36 条 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</p> <p>(招集の通知)</p> <p>第 37 条 理事会を招集するときは、開催日の前日までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的手法をもって通知を発しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>(決議)</p> <p>第 38 条 理事会の決議は、この定款で別に定めるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の 3 分の 2 以上が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</p> <p>(報告の省略)</p> <p>第 39 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 出席した代表理事及び監事は、前項の議</p> | <p>定めるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の 3 分の 2 以上が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</p> <p>(報告の省略)</p> <p>第 40 条 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p> <p>(理事会運営細則)</p> <p>第 42 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。</p> <p>第 7 章 運営及び組織</p> <p>(事務局)</p> <p>第 43 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局には、所要の職員を置く。</p> <p>3 事務局の運営及び組織に関する事項は、理事会の決議により別に定める。</p> <p>(監事会)</p> <p>第 44 条 この法人に、その業務及び財務会</p> |
|---|---|

事録に記名押印する。

第7章 運営及び組織

(事務局)

第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の運営及び組織に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

(監事会)

第42条 この法人に、その業務及び財務会計の監査の専門的事項を審議するため、監事会を置くことができる。

2 監事会は、すべての監事をもって構成する。

3 監事会の任務及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(責任の免除又は限定)

第43条 この法人は、理事、監事又は評議員の一般社団・財団法人法第198条において準用される同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 この法人は、非業務執行理事等との間で前項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

計の監査の専門的事項を審議するため、監事会を置くことができる。

2 監事会は、すべての監事をもって構成する。

3 監事会の任務及び運営に関し必要な事項は、~~監事の協議により別に定める。~~

(責任の免除又は限定)

第45条 この法人は、理事、監事、評議員又は会計監査人の一般社団・財団法人法第198条において準用される同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

この法人は、非業務執行理事等との間で前項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(アライアンス・アドバイザー)

第46条 この法人はわが国では「社会的実験」として前例のない事業を行うことから、を行うことから、法人の目的を達成するためのアライアンス・アドバイザーを置くことができる。

2 前項のアライアンス・アドバイザーは理事会の決議を経て、理事長が選任する。

3 第1項のアライアンス・アドバイザーは、役員及び評議員の権利を侵すこととはできない。

4 第1項のアライアンス・アドバイザーは無報酬とする。ただし、別個の顧問契約、委託契約を結ぶことを妨げない。

| | |
|---|--|
| <p>(アライアンス・アドバイザー)</p> <p>第44条 この法人はわが国では「社会的実験」として前例のない事業を行うことから、を行うことから、法人の目的を達成するためのアライアンス・アドバイザーを置くことができる。</p> <p>2 前項のアライアンス・アドバイザーは理事会の決議を経て、理事長が選任する。</p> <p>3 第1項のアライアンス・アドバイザーは、役員及び評議員の権利を侵すことはできない。</p> <p>4 第1項のアライアンス・アドバイザーは無報酬とする。ただし、別個の顧問契約、委託契約を結ぶことを妨げない。</p> <p>5 その他の事項は理事会において定める。</p> | <p>5 その他の事項は理事会において定める。</p> |
| <p>(書類及び帳簿の備え置き)</p> <p>第45条 事務所には、法令の定めるところにより、次に掲げる書類及び帳簿を備え置かなければならない。</p> | <p>(書類及び帳簿の備え置き)</p> <p>第47条 事務所には、法令の定めるところにより、次に掲げる書類及び帳簿を備え置かなければならない。</p> |
| <p>(1) 定款</p> <p>(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿</p> <p>(3) 事業計画書及び予算に関する書類</p> <p>(4) 事業報告及び決算に関する書類</p> <p>(5) 貸借対照表及び財産目録</p> <p>(6) 監査報告</p> <p>(7) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類</p> <p>(8) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p> <p>(9) 指定、認定、認可等及び登記に関する書類</p> <p>(10) 定款に定める機関の議事に関する書類</p> <p>(11) 理事及び監事並びに評議員の履歴書</p> | <p>(1) 定款</p> <p>(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿</p> <p>(3) 事業計画書及び予算に関する書類</p> <p>(4) 事業報告及び決算に関する書類</p> <p>(5) 貸借対照表及び財産目録</p> <p>(6) 監査報告及び会計監査報告</p> <p>(7) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類</p> <p>(8) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p> <p>(9) 指定、認定、認可等及び登記に関する書類</p> <p>(10) 定款に定める機関の議事に関する書類</p> <p>(11) 理事及び監事並びに評議員の履歴書</p> <p>(12) 職員の名簿及び履歴書</p> <p>(13) 活用法第二十八条に定める帳簿</p> <p>(14) その他必要な帳簿及び書類</p> <p>2 前項第1号から第8号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 前々項第13号の帳簿は一年ごとに閉鎖し、閉鎖後十年間保存しなければならない。</p> <p>第8章定款の変更及び解散</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第48条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(12) 職員の名簿及び履歴書 (13) その他必要な帳簿及び書類</p> <p>2 前項第1号から第8号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>第8章定款の変更及び解散</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第46条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。</p> <p>2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第15条についても適用する。</p> <p>(解散)</p> <p>第47条 この法人は、一般社団・財団法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。</p> <p>(公益認定の取消し等に伴う贈与)</p> <p>第48条 この法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号。以下「認定法」という)第4条の認定を受けた後、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、理事会及び評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、認定法第5条第17号に該当する法人に贈与するものとする。</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第49条 この法人が清算をする場合にお</p> | <p>2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第15条についても適用する。</p> <p>(解散)</p> <p>第49条 この法人は、一般社団・財団法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。</p> <p>(公益認定の取消し等に伴う贈与)</p> <p>第50条 この法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号。以下「認定法」という)第4条の認定を受けた後、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、理事会及び評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、認定法第5条第17号に該当する法人に贈与するものとする。</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第51条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第52条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。</p> <p>第9章 公告の方法</p> |
|--|--|

| | |
|---|---|
| <p>いて有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第 50 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。</p> | <p>(公告の方法)</p> <p>第 53 条 この法人の公告は、電子公告により行う。</p> <p>2 この法人の公告は、次に掲げる事項について行う。</p> <p>(1) 貸借対照表</p> <p>(2) その他財団の運営において必要な事項</p> |
| <p>第 9 章 公告の方法</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 51 条 この法人の公告は、電子公告により行う。</p> <p>2 この法人の公告は、次に掲げる事項について行う。</p> <p>(1) 貸借対照表</p> <p>(2) その他財団の運営において必要な事項</p> | <p>第 10 章 認可及び認定等</p> <p>(事業計画及び収支予算の認可等)</p> <p>第 54 条 第 10 条に規定する事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに(指定を受けた日の属する年度にあつてはその後遅滞なく)内閣府令で定めるところにより、活用法第 19 条の基本計画に即して理事長がその事業年度の事業計画及び収支予算書を作成し、理事会及び臨時評議員会の承認を得るものとする。これを変更するときも同様とする。</p> |
| <p>第 10 章 認可及び認定等</p> <p>(事業計画及び収支予算の認可等)</p> <p>第 52 条 第 10 条に規定する事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに(指定を受けた日の属する年度にあつてはその後遅滞なく)内閣府令で定めるところにより、活用法第 19 条の基本計画に即して理事長がその事業年度の事業計画及び収支予算書を作成し、理事会及び臨時評議員会の承認を得るものとする。これを変更するときも同様とする。</p> <p>2 前項の事業計画及び事業予算は内閣総理大臣に提出し認可を得なければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p>3 活用法第 26 条第 1 項に規定する事業計</p> | <p>2 前項の事業計画及び事業予算は内閣総理大臣に提出し認可を得なければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p>3 活用法第 26 条第 1 項に規定する事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の 1 ヶ月前までに提出しなければならない。</p> <p>4 前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画及び収支予算を公表しなければならない。</p> <p>(事業報告及び決算の提出)</p> <p>第 55 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類及びこれらの付属明</p> |

| | |
|---|--|
| <p>画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の1ヶ月前までに提出しなければならない。</p> <p>4 前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画及び収支予算を公表しなければならない。</p> <p>(事業報告及び決算の提出)</p> <p>第53条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付屬明細書、財産日録(以下この条において「財産日録等」という。)を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会において承認を得るものとする。</p> <p>2 前項の財産日録等については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。</p> <p>3 第11条第1項に規定する事業報告及び決算の書類については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>(役員を選任及び解任の認可)</p> <p>第54条 第27条第1項に規定する理事及び監事を選任については、内閣総理大臣の認可を受けなければ効力を有しない。</p> <p>2 第32条第1項の役員解任については、内閣総理大臣の認可を受けなければ効力を有しない。</p> | <p>細書、財産日録(以下この条において「財産日録等」という。)並びにを作成し、監事の監査を受け、会計監査人監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会において承認を得るものとする。</p> <p>2 前項の財産日録等については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。</p> <p>3 第11条第1項に規定する事業報告及び決算の書類については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>(役員を選任及び解任の認可)</p> <p>第56条 第27条第1項に規定する理事及び監事を選任については、内閣総理大臣の認可を受けなければ効力を有しない。</p> <p>2 第32条第1項の役員解任については、内閣総理大臣の認可を受けなければ効力を有しない。</p> <p>(定款変更の認定等)</p> <p>第57条 認定法第11条第1項各々に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前項以外の定款の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p>附則</p> <p>1—この定款は、一般社団法人・財団法人法及び認定法に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>2 一般財団法人の設立の登記を行ったと</p> |
|---|--|

| | |
|--|---|
| <p>附則</p> <p>1 この定款は、一般社団・財団法人法及び認定法に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>2 一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、設立の登記の日を事業開始日とし、最初の事業年度は法人設立の日から平成31年3月31日までとする。</p> <p>3 当法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第10条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。</p> <p>4 第17条の規定にかかわらず、内閣総理大臣から指定活用団体の指定を受けた後の役務でなければ、評議員に報酬等は支給しないものとする。</p> <p>5 第33条の規定にかかわらず、内閣総理大臣から指定活用団体の指定を受けた後の役務でなければ、役員に報酬等は支給しないものとする。</p> <p>6 第52条から第54条の規定は、内閣総理大臣から指定活用団体の指定を受けた日から効力を生ずるものとする。</p> <p>7 この法人の設立者の名称及び住所並びに各設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりとする。</p> <p>大阪府吹田市山手町三丁目3番35号 学校法人関西大学 金銭 2,000,000円</p> <p>大阪市中央区平野町一丁目7番1号 認定特定非営利活動法人大阪NPOセンター 金銭 1,000,000円</p> <p>8 この法人の設立時の理事は、次に掲げる者とする。</p> <p>出口正之(代表理事)</p> | <p>きは、第5条の規定にかかわらず、設立の登記の日を事業開始日とし、最初の事業年度は法人設立の日から平成31年3月31日までとする。</p> <p>3 当法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第10条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。</p> <p>4 第17条の規定にかかわらず、内閣総理大臣から指定活用団体の指定を受けた後の役務でなければ、評議員に報酬等は支給しないものとする。</p> <p>5 第33条の規定にかかわらず、内閣総理大臣から指定活用団体の指定を受けた後の役務でなければ、役員に報酬等は支給しないものとする。</p> <p>6 第52条から第54条の規定は、内閣総理大臣から指定活用団体の指定を受けた日から効力を生ずるものとする。</p> <p>7 この定款は、公益認定法による公益認定を受けて、内閣総理大臣から指定活用団体の指定を受けて、登記が完了したときから施行する。</p> <p>8 内閣総理大臣から指定活用団体の指定を受けた後の評議員及び監事は、設立時評議員及び監事の他、事前に内閣府に評議員予定者として申請した者を候補者とし、法令に基づき評議員会で決定しなければならない。</p> <p>9 前条の規定にかかわらず第11条第1項の規定に基づき推奨される者があった場合については、評議員の定数を超える場合を除き、法令及びこの定款に基づき臨時評議</p> |
|--|---|

| | |
|--|--|
| <p>池内啓三 金井宏実</p> <p>9 この法人の設立時の評議員は、次に掲げる者とする。</p> <p>中野秀男 堀井良股 三木秀夫</p> <p>10 この法人の設立時の監事は、次に掲げる者とする。</p> <p>島田牧子</p> | <p>員会で選任の可否について決議しなければならない。</p> <p>10 この法人の設立者の名称及び住所並びに各設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりとする。</p> <p>大阪府吹田市山手町三丁目3番35号 学校法人関西大学 金銭 2,000,000円</p> <p>大阪市中央区平野町一丁目7番1号 認定特定非営利活動法人人阪NPOセンター 金銭 1,000,000円</p> <p>11 この法人の設立時の理事は、次に掲げる者とする。</p> <p>出口正之(代表理事) 池内啓三 金井宏実</p> <p>7 この法人の設立時の評議員は、次に掲げる者とする。</p> <p>中野秀男 堀井良股 三木秀夫</p> <p>8 この法人の設立時の監事は、次に掲げる者とする。</p> <p>島田牧子</p> |
|--|--|